

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
行 政 局  
文 書 課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目 次 ページ

### 規 則

○保健所長事務委任規則の一部を改正する規則…………… (人事課)	1
○北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則…………… (情報政策課)	1
○北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則…………… (航空課)	2
○北海道保健所条例施行規則の一部を改正する規則…………… (地域保健課)	3

### 規 則

保健所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

北海道知事 鈴木直道

#### 北海道規則第36号

保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

保健所長事務委任規則(昭和57年北海道規則第10号)の一部を次のように改正する。

第35号ア中「第12条」を「第12条第1項(同条第8項において準用する場合を含む。)及び第6項」に改め、同号イ中「第13条」を「第13条第1項及び第2項(これらの規定を同条第7項において準用する場合を含む。)」に改め、同号オ中「及び第4項」を「から第5項まで及び第8項から第11項まで」に改め、同号ケ中「第16条の2」を「第16条の2第1項」に改め、同号セ中「同条」を「同法」に改め、同号ホ中「第3項」を「第4項」に改め、同号メ中「者」の次に「及び感染症の患者」を加え、同号ロ中「者」の次に「及び新感染症の所見がある者」を加える。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

北海道知事 鈴木直道

#### 北海道規則第37号

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則  
北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年北海道規則第33号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号)	第13条本文
---------------------------	--------

を

化製場等に関する法律施行条例(昭和59年北海道条例第52号)	第3条(図面に係る部分を除く。)(第6条第1項において準用する場合を含む。)及び第9条第1項
北海道個人情報保護条例(平成6年北海道条例第2号)	第15条第1項、第29条第1項及び第2項並びに第36条第1項
北海道営住宅条例(平成9年北海道条例第11号)	第41条第1項
北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号)	第13条本文

に、

北海道地球温暖化防止対策条例(平成21年北海道条例第57号)	第13条第1項、第3項及び第4項、第14条、第25条第1項、第3項及び第4項並びに第29条各項
--------------------------------	---

を

北海道地球温暖化防止対策条例(平成21年北海道条例第57号)	第13条第1項、第3項及び第4項、第14条、第25条第1項、第3項及び第4項並びに第29条各項
北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例(平成25年北海道条例第45号)	第3条第1項及び第2項(第3号に係る部分に限る。)(第9条第3項において準用する場合を含む。)

に改める。

別表第2中

温泉法施行細則（昭和23年北海道規則第156号）	第12条
--------------------------	------

を

旅館業法施行細則（昭和23年北海道規則第123号）	第9条
温泉法施行細則（昭和23年北海道規則第156号）	第6条、第14条、第15条第1項及び第18条
北海道 <sup>衣</sup> 及産わい物処理条例施行規則（昭和24年北海道規則第179号）	第2条第1項（各号列記以外の部分に限る。）（同条第2項において準用する場合を含む。）及び第3条第1項（各号列記以外の部分に限る。）（同条第2項において準用する場合を含む。）

に改め、同表北海道青少年健全育成条例施行規則（昭和30年北海道規則第28号）の項中「第5条第6項」を「第5条第2項、第4項及び第6項並びに第9条第2項及び第4項」に改め、同表中

森林組合法施行細則（昭和54年北海道規則第8号）	第9条、第11条及び第12条各項
--------------------------	------------------

を

北海道地方競馬きゅう舎等管理規則（昭和49年北海道規則第28号）	第4条第1項及び第13条第2項
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則（昭和56年北海道規則第38号）	第5条
墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和59年北海道規則第100号）	第2条第1項、第3条第1項及び第4条第1項
興行場法施行細則（昭和59年北海道規則第102号）	第6条、第6条の2第1項及び第6条の3第1項

に改め、同表化製場等に関する法律施行細則（昭和59年北海道規則第103号）の項中「第15条」を「第2条第1項、第8条、第13条第1項、第14条第1項及び第15条」に改め、同表食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成3年北海道規則第31号）の項中「第8条」を「第6条前段、第7条前段、第8条、第9条前段、第13条第1項前段及び第17条第2項前段」に改め、同表廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成6年北海道規則第20号）の項中「及び第20条第2項」を「並びに第20条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）及び第2項」に改め、同項の次に次のように加える。

北海道営住宅条例施行規則（平成9年北海道規則第42号）	第11条第1項（第4号に係る部分を除く。）及び第13条第1項（第4号に係る部分を除く。）
-----------------------------	--

別表第2森林法施行細則（平成25年北海道規則第10号）の項の次に次のように加える。

北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則（平成25年北海道規則第77号）	第31条第1項（変更事項の内容を説明する書類に係る部分を除く。）、第35条第1項、第2項及び第4項、第37条並びに第38条
---	---

**附 則**

（施行期日）

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。  
（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部改正）
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則（昭和56年北海道規則第38号）の一部を次のように改正する。  
第8条に次の1項を加える。  
2 前項の規定にかかわらず、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年北海道規則第33号）第9条の規定によりその例によることとされる北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年北海道条例第4号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第5条の規定による届書の提出が行われた場合には、前項に規定する部数の書類の提出があったものとみなす。  
（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正）
- 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成3年北海道規則第31号）の一部を次のように改正する。  
第18条第2項中「第8条の届出がされた」を「前条第2項前段に規定する申請書又は第6条前段、第7条前段、第8条、第9条前段若しくは第13条第1項前段に規定する届出書の提出が行われた」に、「前項」を「、それぞれ前項」に、「届出書」を「申請書又は届出書」に改める。

北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第38号

北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則

北海道空港条例施行規則（昭和50年北海道規則第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第28条」を「-第29条」に改める。

本則に次の1条を加える。

（電子メールによる提出）

**第29条** この規則の規定により知事に提出する書類は、当該書類に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。この場合においては、前条の規定は、適用しない。

附則第4項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

別表第2の1の表保安料の項中「旅客数」を「旅客の数」に改め、別表第2の2の表着陸料の項2を同項3とし、同項1中「ジェット機」の次に「(1に規定するジェット機を除く。)」を加え、同項1(2)中「旅客数」を「旅客の数」に改め、同項1(3)中「国際民間航空条約に基づく附属書16に定めるところにより測定された離陸測定点と進入測定点における航空機の騒音値（当該騒音値のない航空機にあっては、当該航空機について、その製造国の政府機関の公表しているこれに準ずる騒音値）を相加平均して得た値（1E P Nデシベル未満の端数は、1E P Nデシベルとする。）から83を減じた値に3,740円を乗じて」を「1(2)の規定により計算して」に改め、同項1を同項2とし、同項に1として次のように加える。

- 1 他人の需要に応じ、有償で旅客の運送を行う国内航空に従事するジェット機のうち、当該航空機の重量が15トンを超えるものについては、航空機の着陸1回ごとに、次に掲げる額の合計額
  - (1) 有償で運送された旅客の数に792円（航空機の重量が100トンを超える場合にあっては、1,188円）を乗じて得た額
  - (2) 国際民間航空条約に基づく附属書16に定めるところにより測定された離陸測定点と進入測定点における航空機の騒音値（当該騒音値のない航空機にあっては、当該航空機について、その製造国の政府機関の公表しているこれに準ずる騒音値）を相加平均して得た値（1E P Nデシベル未満の端数は、1E P Nデシベルとする。）から83を減じた値に3,740円を乗じて得た額

別表第2の2の表保安料の項中「旅客数」を「旅客の数」に改め、別表第2の備考3の事項中「別表第2の2の表着陸料の項1(2)」を「2の表着陸料の項1(1)及び2(2)」に改め、「ついでには、」の次に「これらの規定中」を加え、「旅客数」を「旅客の数」に改め、「10分の7」の次に「（航空機の重量が100トンを超える場合にあっては、4分の3）」を加える。

別記第1号様式、別記第2号様式、別記第4号様式及び別記第5号様式中「㊟」を削る。

別記第5号様式の2中「㊟」を削り、同様式末尾欄外注を削る。

別記第6号様式中「㊟」を削り、同様式末尾欄外注を削る。

別記第7号様式中「㊟」を削り、同様式末尾欄外注を削る。

別記第8号様式中「㊟」を削り、同様式末尾欄外注を次のように改める。

注 ※欄は、記入しないこと。

別記第9号様式中「㊟」を削り、同様式末尾欄外注6の事項を削る。

別記第9号様式の2中「㊟」を削り、同様式末尾欄外注4の事項を削る。

別記第11号様式及び別記第12号様式中「㊟」を削る。

**附 則**

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定、本則に1条を加える改正規定並びに別記第1号様式、別記第2号様式、別記第4号様式から別記第5号様式の2まで、別記第6号様式から別記第9号様式の2まで、別記第11号様式及び別記第12号様式の改正規定並びに附則第4項の規定は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道空港条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第2の規定は、令和3年3月1日から適用する。

（経過措置）
- 3 令和3年3月1日から同月31日までの間に着陸した航空機（改正後の規則別表第2の2の表着陸料の項1に規定するジェット機に限る。）に係る改正後の規則別表第2の規定により算定した着陸料の額が、この規則による改正前の北海道空港条例施行規則別表第2の規定により算定した着陸料の額（以下「改正前の着陸料の額」という。）を超える場合にあっては、当該航空機に係る着陸料の額は、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の着陸料の額とする。
- 4 附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に当該改正規定による改正前の北海道空港条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、当該改正規定による改正後の北海道空港条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道保健所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

北海道知事 鈴木直道

**北海道規則第39号**

北海道保健所条例施行規則の一部を改正する規則

北海道保健所条例施行規則（昭和63年北海道規則第60号）の一部を次のように改正する。

別表水の項中「並びに全有機炭素」を「及び全有機炭素」に、「味、pH値、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」を「味、pH値、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」に、「並びに大腸菌」を「及び大腸菌」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

---